

食品事業者EC化促進事業業務委託仕様書

1 本業務の目的

物価高騰の影響を受けている県内食品事業者のECサイトによる売上げ拡大や新規顧客獲得等を支援し、収益の改善による経営力の強化を図る。

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月10日まで

3 本業務の内容

(1) セミナー及びコンサルタントによる個別伴走支援等に関する業務

ア EC事業者育成セミナーの開催

ECモールへの出店を検討している事業者や出店経験の浅い事業者を主な対象としたEC事業者育成セミナーを開催する。

なお、開催時期は委託者と協議の上、決定すること。

① セミナーの内容

ECモールの状況や社会情勢等の解説並びにオンラインショッピングのサービス説明及び出店方法の説明 等

② 参加者数 10事業者程度

③ 回数 2回以上

イ EC事業者拡大セミナーの開催

ECモールへの出店経験のある事業者を主な対象としたEC事業者拡大セミナーを開催する。

なお、開催時期は委託者と協議の上、決定すること。

① セミナーの内容

ECモール運用や売上げを上げていくための考え方や施策など、オンラインショップを運営していく上で必要なスキルアップに関すること 等

② 参加者数 10事業者程度

③ 回数 4回以上

ウ ECコンサルタントによる個別伴走支援の実施

セミナー参加事業者のうち希望する事業者を対象とした、ECコンサルタントによる個別伴走支援を5事業者以上に対して実施する。

エ その他

セミナーは県内開催又はリモート開催により行うこと（現地・リモート併催も可とする）。また、ECコンサルタントによる個別伴走支援は対面又はリモートにより実施

することこと（対面・リモート併催も可とする）。

セミナー講師及びECコンサルタントは、ECモールを運営する企業等のスタッフ等を手配すること。

なお、セミナー開催及びECコンサルタントによる個別伴走支援に必要な参加者募集事務、資料作成・提供事務、会場調整事務等、一切の諸調整事務を受託者が実施する。また、セミナーの参加者数が十分確保できなかった場合には、発注者と協議の上開催方法等を見直すこととし、その際の必要経費は受託者が負担することとする。

(2) ウェブ物産展（仮称）実施

ア ECモールにおいて、秋田県産食品を販売するウェブ物産展（仮称）を1回実施すること。

（※）秋田県産食品とは、秋田県内で製造・加工された食品、秋田県内で生産・収穫された食品（製造・加工が伴わないもの）、秋田県外で製造・加工されたものにあつては主要原料が秋田県産である食品を意味する。

イ (1)のセミナー参加事業者がウェブ物産展（仮称）に出店するときにインセンティブを付与するなど、セミナーと連動した取組を講じること。

ウ ECモール内に特集ページを作成し、県産品の魅力をPRするとともに、ページへ誘導する広告を実施すること。

エ 販売商品の募集・選定及び出店者との調整等、事前準備を県と協議の上、受託者において行うこと。

オ ウェブ物産展（仮称）実施前に、過去の購買データ等を元に事前分析を行い、広告効果及びウェブ物産展（仮称）の集客の最大化を図ること。

カ ウェブ物産展（仮称）における、購入者情報（性別、年代、居住地、本業務以外での購買傾向他のウェブサービスの利用傾向等）、購買傾向等のデータを収集すること。また、出展者に対して県に情報を提供する旨を説明し、承諾を得ること。

(3) データ分析を行う情報の提供

ECモールにおける購買動向状況を分析するためのウェブツール等による情報を契約締結の日から令和8年3月10日までの間、随時提供すること。

4 成果品等

事業終了後、業務ごとの実績等を事業実施報告書（任意様式）にまとめ、提出すること。

5 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一

括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- イ 受託者は、監理業務を除く本業務の一部を第三者に委託することができるが、事前に県に対し書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する監理方法等必要事項を協議しなければならない。また、受託者が委託する第三者についても、「企画提案競技実施要領」中、「3 参加資格に関する事項」に定める参加資格の要件（3）から（6）に準じること。

（2）再委託の相手方

受託者は、（1）イにより本業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託の相手方を、秋田県内に主たる拠点を有し県内食品事業者の状況等を把握する者の中から選定するよう努めるものとする。

（3）業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- イ 県は、（1）イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるよう請求することができる。
- ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に県に対して書面で通知しなければならない。

（4）権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、委託料の支払が完了したときをもって受託者から県に移転することとする。

（5）機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

（6）個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（令和4年12月27日秋田県条例第51号）を遵守しなければならない。

6 その他留意事項

- （1）受託者は、委託業務に係る企画立案、進捗状況等について、発注者の求めに応じて適宜打合せを行うこと。
- （2）受託者は、委託業務の実施に当たり疑義が生じたときは、その都度発注者と協議すること。